

3. 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

★★★★★ check

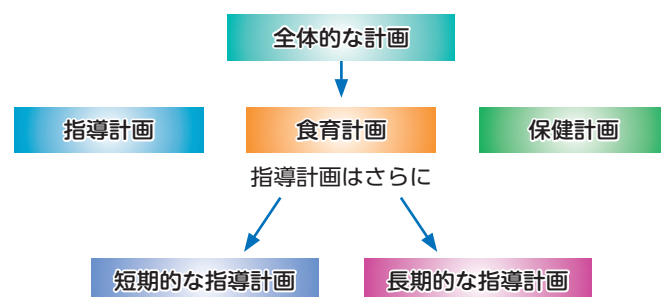
- ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、**全体的な計画**を作成しなければならない。
- イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、**保育時間**などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
- ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく**指導計画**、**保健計画**、**食育計画**等を通じて、各保育所が**創意工夫して**保育できるよう、作成されなければならない。

理解のポイント

(1) 保育士は小学校入学前までの子どもたちの育ちを見通して、一人一人の発達を促す活動を計画的に保育に取り入れることが求められます。

「計画を立てる」、「計画的な保育」などと聞くと、保育士の立てた計画通りに子どもを動かす、従わせるとイメージされがちですが実際にはそうではなく、長い目で見た育ちの見通しは持ちながらも、日々の活動はあくまでも子どもの**興味、関心**に沿って構成されることが重要です。

(2) 全体的な計画を細かく分けると下記ようになります。



(3) 全体的な計画に基づき指導計画・食育計画などが計画されますが、指導計画はさらに長期的な指導計画（年間計画、期間計画、月間計画）と短期的な指導計画（**週案、日案、時案**）に分けることができます。

(2) 指導計画の作成

★★★★★ check

- ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した**長期的な**指導計画と、それに関連しながら、より**具体的**な子どもの日々の生活に即した**短期的な**指導計画を作成しなければならない。
- イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。
- (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、**個別的**な計画を作成すること。
- (イ) 3歳以上児については、**個**の成長と、子ども相互の関係や**協同的**な活動が促されるよう配慮すること。
- (ウ) **異年齢**で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの**発達過程**を見通し、**生活の連続性**、**季節の変化**などを考慮し、子どもの**実態**に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

語句説明

生活の連続性

保育所内だけの生活に**限定せず**、子ども一人一人の家庭生活から保育所生活までを全体的に捉える視点です。たとえば、朝に起床してから食事を済まし保育所に登所し、再び家庭に戻り就寝するまでの連続性などが挙げられます。

- エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、**活動と休息、緊張感と解放感**等の調和を図るよう配慮すること。
- オ **午睡**は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、**在園時間が異なること**や、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、**一律とならないよう**配慮すること。

- カ **長時間**にわたる保育については、子どもの**発達過程**、**生活のリズム**及び**心身の状態**に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
- キ **障害のある子ども**の保育については、一人一人の子どもの**発達過程**や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが**他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう**、**指導計画**の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、**家庭**や**関係機関**と連携した支援のための計画を**個別**に作成するなど適切な対応を図ること。

実践!!

障害のある子どもの保育についてはお誕生日会での出来事など具体的な事例を交えた形式の問題が過去に出題されています。**障害を理由に過度に特別扱いをするのではなく**、「他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう」という言葉から導き出される対応を選択できれば正解できる問題でした。また、**障害を持つ子どもの保護者に寄り添う姿勢**も忘れてはなりません。

(3) 指導計画の展開★★★★ check

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 施設長、保育士など、**全職員**による適切な**役割分担**と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う**具体的**な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。
- ウ 子どもの**主体的**な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの**情緒の安定**や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、**指導計画**に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。